# 建設業人材確保・育成モデル事業 (専門高校実践教育導入事業) 平成21年度公募要領

~「地域産業の担い手育成プロジェクト」 (文部科学省実施) との共同事業~

平成21年3月 国土交通省総合政策局建設市場整備課

国土交通省では、地域の建設業界と専門高校(工業高校等)の連携による優秀な人材の確保・ 育成の仕組みを構築することを目的として、地域の建設業界、工業高校等、行政が協働して教育 プログラムを開発・実証する地域に対し、文部科学省(文部科学省の事業名:地域産業の担い手 育成プロジェクト)と共同してモデル事業を実施します。

なお、本事業は平成21年度予算案にて計上しているものであり、平成21年度の予算成立を 前提としているため、成立した予算の内容に応じて、事業内容等に変更が生じることがあります。

## I 事業の概要

#### 1 事業の趣旨

建設就業者の輩出の中核を担ってきた工業高校や農業高校は、将来の建設業を担う人材を育成し、企業の高い技術力・施工力の維持強化に貢献している重要な主体ですが、工業高校等からの建設業への新規入職者の減少や、建設業における高校新卒者に対する求人と求職のミスマッチなどが課題となっており、優秀な人材の確保・育成は重要な課題となっています。

こうしたことから、本事業は、地域建設業界と工業高校等とが連携(協働)して、建設業における人材確保・育成に資する取組をモデル事業として実施し、それらの成果を全国に波及させる事業を実施するものです。

#### 2 事業の内容

地域建設業界、工業高校等及び行政等が連携して実施するしたものづくり人材育成のため、以下の事業に対して委託を行います。

①地域ごとに、工業高校等と地域建設業界が組織体を形成する。

具体的には、都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会(以下「都道府県等教育委員会」)が、建設産業のものづくりに係る工業高校等と連携して組織体を形成する。また、地域の建設業団体等の事業実施機関が、主として地域の建設事業者等と連携して組織体を形成する。

②都道府県等教育委員会は、事業実施機関と連携して、人材育成連携推進委員会(仮称)を設置し、地域・学科の特色や地域の建設事業者等のニーズに沿った連携方策等を検討する。

具体的には、

- ・生徒の企業実習
- ・建設事業者等による学校での実践的指導
- 教員の建設事業者等での高度技術技能習得

等を盛り込んだ、地域建設業界のニーズを踏まえた工業高校等における実践的なものづくり人材育成プログラムを開発する。

③開発されたプログラムの実証を通して、その成果を全国に波及する。

### 3 事業の具体的内容

事業の具体的内容は以下のとおりです。①及び②を行った上で、③から⑥については、地域の実情に応じて、取捨選択した提案とすることも可能です。

- ①コーディネータの活用等を通じて、若手の人材育成に熱心な地域の建設事業者等を開拓し、 地域建設業界が求める技術・技能や人材育成ニーズを抽出する。
- ②建設業界の人材育成ニーズに対応したものづくり人材育成プログラム、建設業界と教育界

- の連携方策等を検討する場を設定する。
- ③生徒の実践的な技術・技能の向上を図るため、地域の建設事業者等における企業実習を実施する。
- ④生徒の実践的な技術・技能の向上を図るため、建設事業者等の学校での実践的指導を実施する。また、工業高校等に求められる技術・技能水準を適切に反映した副教材を作成する。
- ⑤工業高校等の教員の高度な技術技能の習得を図るため、地域の建設事業者等において研修 等を実施する。
- ⑥その他、建設産業のものづくり人材育成に資する取組を実施する。(工業高校等と建設事業者等との共同研究、本事業の成果発表会やシンポジウムの開催など)
- (注)本事業の主な目的の一つが教育課程の研究であり、学校の教育内容として、生徒の現場実習(特に長期間の実習(デュアルシステム))や技術者等による学校での実践指導を位置づけ、成果と課題を明らかにすること。
- (注)上記②における、「建設業界の人材育成ニーズに対応したものづくり人材育成プログラム、建設業界と教育界の連携方策等を検討する場」については、以下のとおりとする。
  - ・都道府県等教育委員会は、事業の運営に関し、事業実施機関と連携し、「人材育成連携推進委員会(仮称)」を設けるものとする。
  - ・人材育成連携推進委員会は、必要に応じて、学校教育に専門的知識を有する者、学 識経験者、建設業団体・建設事業者等の関係者、県・市町村等の建設業関係部局等 行政機関の職員等によって組織するものとする。
  - ・人材育成連携推進委員会は、実践的なものづくり人材育成のための教育課程や連携 方策の検討、事業の進捗管理、評価及び法令の遵守や生徒の安全確保が点検される 体制になっているかの確認等の実施を行う。
  - ・人材育成連携推進委員会は、当該地域・学科の特色に応じたものづくり人材育成の ための教育課程、連携方策等を検討するものであり、教育内容にかかわるものであ るため、都道府県等教育委員会が責任をもって運営することとする。

## 4 事業の実施期間

- ①平成21年度に指定を受ける地域 平成21年度の契約締結日から、平成23年3月末までの2年間とします。
- ②平成20年度に指定を受けている地域 平成20年度に委託契約を締結した日から、平成23年末までの3年間とします。

いずれも契約については、年度ごとに締結することとし、詳細は別途委託契約の際に定めるものとします。

## 5 委託費の規模

・指定地域数 : 6 地域(予定)

・1地域当たり学校数 :約2校

・1地域当たり事業費 :年間5百万円(上限)

(注1) 1地域当たりの学校数はあくまで目安です。実践的な教育プログラムを開発し、普及させる観点から適切な学校数は確保してください。

- (注2) 本事業は、工業高校等を対象として、ものづくり関係の教育の改善に資するため、ものづくり関係の教育を重点的に実施するものです。国公私立を問わずに建設産業のものづくりに係る工業高校等であれば参画可能です。
- (注3) 1地域当たりの事業費はあくまで目安です。提案される事業内容等を勘案して決定するため、契約額が提案額と同じになるとは限りません。
- (注4) 文部科学省が実施する「地域産業の担い手育成プロジェクト」の委託費は、1地域当たり、新規指定地域については、3百万円(上限)、既存指定地域については、6百万円(上限)となります。

## Ⅱ 応募資格

#### 1 応募資格

以下に該当する機関が事業実施機関として応募できます。

- ①建設業法第27条の37の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事に対して届出を行った建設業者団体
- ②公益法人(財団法人、社団法人)
- ③特定非営利活動法人
  - (注) 任意団体にあっては、以下の事業実施に係る責任体制が整備されていること。
    - ・代表者又は事業実施責任者が明確となっていること。
    - ・経理担当者が設置され、会計帳簿、監査体制が整備さていること。
  - ※文部科学省が実施する「地域産業の担い手育成プロジェクト」の応募者は、都道府県等教育委員会となります。

#### 2 事業実施機関の要件

- ①事業実施機関自らの事業及び組織運営を適切に管理・維持し続け、本事業の円滑な実施に支 障を生じさせないこと。
- ②建設業界のニーズを反映させた教育プログラムを開発・実施するに当たり、他の建設業団体や建設事業者等と連携体制を構築し協力して取り組むこと。
- ③必要に応じて、都道府県・政令市の建設関係部局等地域の協力機関との間で役割分担を行い、 都道府県等教育委員会と共同して、マネージメントを行うこと。

## Ⅲ 応募手続

## 1 応募

## (1)提案者

事業実施機関

※本事業は、上記事業実施機関と都道府県等教育委員会が共同提案するものです。したがって、事業実施機関が国土交通省に応募する際には、同時に、都道府県等教育委員会が、文部科学省が実施する「地域産業の担い手育成プロジェクト」に同様の提案で応募することを条件とします。

## (2) 提出書類

- ①審査票(様式1-1~1-3)
  - 様式1-3は、平成20年度指定された地域のみ提出すること。
  - ・カラー/白黒での作成、提出は問わないが、審査等の際は白黒コピーで対応することに 留意すること。

- ・審査票は3部提出すること。
- ・各都道府県等教育委員会は、文部科学省が指定する提出先に同様の応募書類を提出する こと。

#### ②応募提案書(様式2)

- ・提案書は全てA4版とし、誤読等を防止するため、パソコン等判読しやすいもので作成 すること。
- ・両面15~20枚程度とする。
- ・カラー/白黒での作成、提出は問わないが、審査等の際は白黒コピーで対応することに 留意すること。
- ・提案書は、正本1部、副本2部を提出すること。
- ・各都道府県等教育委員会は、文部科学省が指定する提出先に同様の応募書類を提出すること。

## ③補足資料

- 事業実施機関の定款又は寄附行為(法人格を有しない場合は、運営規則に該当するもの)
- ・事業実施機関の経理基準等を定めた規定(委託費の積算根拠となる書類)
- ・事業実施機関の事業概要がわかるパンフレット等
- ・事業実施機関の直近1年間の決算書類
- ・取組校の学校要覧
- ・取組校の教育課程表
- ・教育課程の基準によらない教育課程の編成及び実施を希望する取組校がある場合は、応募提案書様式別紙8に必要事項を記入の上、添付してください。
- ・補足資料は各3部提出すること。

#### ④電子ファイル

・提案書が入力されたCD-R、DVD-R等の電子ファイルを1枚提出すること。

## (4) 締切、提出先等

①応募受付機関

平成21年3月16日(月)から平成21年4月15日(水)まで 受付時間 10:00~12:00、13:30~17:00/月曜~金曜(祝祭日を除く)

#### ②提出先

・国土交通省総合政策局建設市場整備課に持参又は郵送により提出してください。受付時間外及び締切を過ぎての提出は受け付けられません(受付最終日の17:00必着)。

## (提出先)

T100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 総合政策局 建設市場整備課調査係

「建設業人材確保・育成モデル事業」担当 宛

電話 03-5253-8111 (内線 24855)

・なお、文部科学省の下記応募先にも同様に持参又は郵送により提出してください。

※文部科学省が実施する「地域産業の担い手育成プロジェクト」の応募先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

文部科学省 初等中等教育局 参事官(産業教育・情報教育担当)付企画係

「地域産業の担い手育成プロジェクト(ものづくり)」担当 宛

#### 2 留意点

- ・持参又は郵送により提出してください。(faxやe-mailによる提出は認められません)。
- ・提出書類に不備がある場合は、審査対象としません。
- ・提出書類を当方が受領した後の修正(差し替え)は原則として認めません。
- ・提出書類は審査委員及び本件業務関係者に開示されます。なお、必要に応じて一般公開又は 特定の者への開示を行うことがあり、公開により発生するリスクは提案者が負うことになり ます。
- ・応募書類は返却しません。また、応募に要した費用は申請者が負担するものとします。
- ・書類の記入は日本語及び日本通貨で記載してください。

## IV 提案プロジェクトの選定

提案のあった案件に対し、以下に掲げる基準に基づき審査をします。

## 1 選定方法

国土交通省総合政策局建設市場整備課、文部科学省初等中等教育局参事官が合同で設置する 外部有識者で構成された審査委員会による審査を経た上で決定します。

この際、必要に応じて計画の見直し等を要請することや、事業をより充実したものとするため、他の関係する事業との連携協力等を要請することがあります。

#### 2 選定にあたっての観点

提案のあった案件については、次の観点を踏まえ審査委員会で決定する選定基準に基づき、 審査することとなります。

#### (1) 事業内容に関すること

- ①地域教育界、建設業界のニーズが的確に把握されており事業計画に適切に反映されている こと。
  - ・専門高校の実情や特色等が適切に反映されていること。
  - 優秀な人材の確保・育成など地域の建設事業者等のニーズが適切に反映されていること。
- ②事業計画が明確かつ具体的になっていること。
  - ・人材育成プログラムの目標が明確であり、かつその実現のための具体的な内容となって いること。
  - ・専門高校の教育を大幅に充実させるものであること。
  - ・事業による効果や年次的な達成度が定性的・定量的に判断できるようになっていること。
  - ・事業実施上、実施スケジュールや事業経費等が適切であること。

## (2) 実施体制に関すること

- ①実施体制が適切に整備されていること。
  - ・事業実施機関や都道府県等教育委員会において、地域の建設業界と専門高校の連携を支援する体制が整っているとともに、管理能力が高いこと。
  - ・人材育成プログラム開発のために必要な産学による体制が整備されていること。また、 関係機関の役割分担が明確かつ適切な連携がとれていること。
  - ・人材育成連携推進委員会(仮称)が事業目的に照らし適切な体制となっていること。
  - ・コーディネータが、建設業界のニーズの抽出や企業開拓の機能を十分果たすとともに、

学校の教員等と協働して企業と学校のマッチングを行える体制となっていること。

- ・地域における他の建設業団体や建設事業者が適切な規模で参画していること。
- ②事業終了後も地域で自主的・自立的に事業が継続する見込みが高いこと。
  - ・事業終了後も、本事業の成果を活かし、地域のネットワークの中で引き続き人材育成を 進めていける体制づくりの見通しがあること。

## (3) モデル性に関すること

- ○実践的なものづくり人材育成プログラム開発・実施に関し、他の地域、学校を先導するような、優れたモデルとなり得るものであるとともに、事業の成果の全国的な普及・展開が期待されること。
- ※採択に当たっては、審査委員の意見を踏まえ、採択されるテーマが一部の調査事項に集中して偏ることがないよう、必要な調整を行う場合がある。
- 3 委託費の不正な使用等を行った申請者に対する申請等資格の制限

本事業の実施期間中に、委託費の不正な使用等(偽りその他不正の手段による委託費の受給を含む。)を行い、受託額の全額又は一部の返還を請求された者(本事業の業務に係る当該申請者の管理に関して直接の責任を有する者を含む。)については、その旨を公表し、以降、本事業への参画を認めません。

#### 4 審査結果の通知

審査の結果は、採択、不採択を問わず申請者に通知するとともに、国土交通省及び文部科学省のホームページにて、公表します(採択された機関、テーマ等)。

## V 契約

## 1 委託契約の締結

採択プロジェクトについては、本モデル事業の進行管理、指導助言、成果分析、普及啓発等を行う法人(以下「事業支援法人」)と事業実施機関との間で委託契約を締結します。

なお、実際の契約額は必ずしも提案額と一致しません。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合があります。

- ※文部科学省は、都道府県等教育委員会と契約を締結します。
- ※委託金の支払については、精算払いとなります。

## 2 契約期間

始期は契約した日からとし、平成22年3月末日を終期とします。

### 3 事業の進捗管理

事業期間中の進行状況に関する調査等には必ず協力していただきます。

## 4 評価

事業成果報告書等をもとに実施する評価において、事業を継続することが妥当であると判断 した場合、当該事業の継続を決定し、次年度以降の契約を締結するものとします。

- 5 委託費の内容(詳細については別添参照)
  - 事業の遂行に必要と認められる経費は、具体的には以下のとおりです。
    - ①コーディネータ、コーディネータ補助者に対する人件費、旅費
    - ②生徒の企業実習に係る経費
      - ・建設事業者等の受入費用(材料費等)
    - ③建設事業者等による学校での実践的指導に係る経費
      - ・建設事業者等に対する講師謝金、旅費、指導に係る経費
      - ・副教材作成に係る専門家に対する謝金、旅費、消耗品費
    - ④教員の建設事業者等での高度技術技能習得に係る経費
      - ・建設事業者等の受入費用(材料費等)
    - ⑤その他の活動に係る経費
      - ・課外活動等に係る講師謝金、旅費等、指導に係る経費
    - ⑥広報費
      - ・ 印刷製本費、成果発表会に係る講師謝金、旅費
    - ⑦報告書作成経費
    - ⑧その他の経費
      - ·通信運搬費、資料印刷費、消耗品費、雑役務費
    - ⑨一般管理費(①~⑧の合計(外注費を除く)の10%以内) ※事業実施機関は、事業に係る経費の基準等を定めた規定を応募の際に添付してくださ

\ \ \ °

⑩再委託費

事業実施に当たって、真にやむを得ない場合のみ対象。

- <参考>文部科学省が実施する「地域産業の担い手育成プロジェクト」の委託費
  - ○人材育成連携推進委員会等運営経費 会議開催経費(委員出席謝金、旅費、会場借料、会議費、賃金、消耗品費、資料印刷費、通信運搬費)、その他の経費
  - ○生徒の企業実習に係る経費 生徒旅費、生徒の保険料、教員旅費、その他の経費
  - ○建設事業者等の学校での実践的指導に係る経費 材料購入費、機器等借料、その他の経費
  - ○教員の建設事業者等での高度技術技能習得に係る経費 教員旅費、教員損害保険料、その他の経費
  - ○共同研究に係る経費材料購入費、その他の経費
  - ○その他の活動に係る経費 材料購入費、その他の経費
  - ○報告書作成等に係る経費報告書印刷、原稿執筆謝金、報告書印刷、その他の経費

#### 5 事業成果

(1) 事業成果報告書

別涂指定する日までに事業成果報告書を事業支援法人に提出してください。

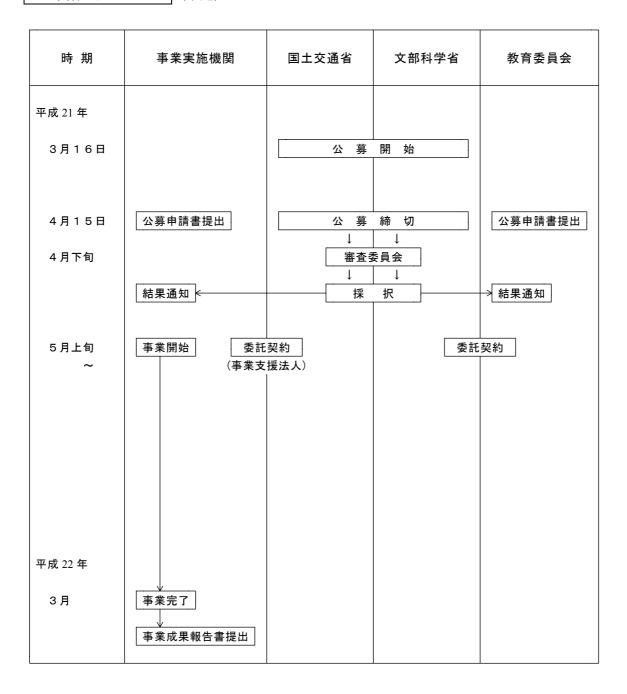
(2) 事業成果の帰属

委託事業を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合、その知的財産権の 帰属先は、所定の手続をとった上で、以下の3条件を遵守することにより、原則として委託 先である事業実施機関とします。

- ①当該コンテンツ (開発されたプログラム) に係る知的財産権については、遅滞なく、その種類その他の情報を国に報告すること。
- ②国が公共の利益のために特に必要あるとして、その理由を明らかにして求める場合、国に対し、無償で当該コンテンツを利用する権利を許諾すること。
- ③当該コンテンツを相当期間活用していないと認められ、かつ、正当な理由があると認められない場合に、国が当該コンテンツの活用を促進するために特に必要があるとして要請するとき、当該コンテンツを利用する権利を第三者に許諾すること。
- (3) 事業終了後のフォローと調査協力

本事業終了後、国が行うフォローアップ、状況調査等に報告していただきます。

## VI 事業スケジュール (予定)



## 経費支出基準

## 1. 人件費

(1) コーディネータ人件費

建設業界のニーズの抽出と実践的教育プログラムへの反映、建設事業者等と学校のマッチング等を行うコーディネータに支払われる直接人件費。

(2) コーディネータ補助者人件費 コーディネータを補助する者に支払われる直接人件費。

## 2. コーディネータ旅費

(1) コーディネータ旅費

コーディネータが本用務に必要となる旅費。

(2) コーディネータ補助者旅費 コーディネータ補助者が本用務に必要となる旅費

## 3. 副教材費

専門高校生に求められる技術技能水準を適切に反映した副教材作成に係る以下の経費。

(1) 専門家謝金 専門家に対する謝金。

(2) 専門家旅費

専門家が本用務に必要となる旅費。

(3)消耗品費

本用務に必要となる消耗品の購入に要する経費。

## 4. 事業実践費

(1) 生徒の企業実習

専門高校生の実践的な技術技能の向上を図るために、地域の建設事業者等において実施する生徒の企業実習に係る、以下の経費。

①受入経費 (材料費等)

建設事業者等の受入経費(材料費等、建設事業者等が実習を受け入れるに当たって特に必要となる経費)。

(2) 学校での実践的指導

専門高校生の実践的な技術技能の向上を図るために、学校で行われる建設事業者等による実践的指導に係る、以下の経費。

①講師謝金

建設事業者等に対する謝金。

②講師旅費

建設事業者等が本用務に必要となる旅費。

③指導経費(材料費等)

建設事業者等の指導に必要な経費(建設事業者等から運んでくる機材の運搬費や材料費等、指導に当たって特に必要となる経費)

(3) 教員の建設事業者等での技術技能研修

専門高校の教員の高度な技術技能の習得を図るため、地域の建設事業者等において実施す

る技術技能研修に係る、以下の経費。

①受入経費(材料費等)

建設事業者等の受入経費(材料費等、建設事業者等が研修を受け入れるに当たって、特に必要となる経費)。

(4) その他の活動に要する経費

その他、建設産業のものづくり人材育成に資する課外活動等の取組に係る、以下の経費。

①講師謝金

建設事業者等に対する謝金。

②講師旅費

建設事業者等が本用務に必要となる旅費。

③指導経費(材料費等)

建設事業者等の指導に必要な経費(建設事業者等から運んでくる機材の運搬費や材料費等、指導に当たって特に必要となる経費)

## 5. 広報費

(1) 印刷製本費

成果発表会のために発行する冊子の印刷製本に要する経費。

(2) 成果発表会講師謝金

本事業の成果発表会に係る建設事業者等に対する謝金。

(3) 成果発表会講師旅費

本事業の成果発表会に際して、建設事業者等が必要となる旅費。

## 6. 報告書作成経費

事業支援法人に提出する事業成果報告書の作成に要する経費。

## 7. その他の経費

(1) 通信運搬費

実習開催のための通知、調査のための郵送料、機器・機材の運搬のための経費。

(2) 資料印刷費

アンケート、成果報告会資料等の印刷や図書の購入に係る経費。

(3) 消耗品費

本事業に必要な消耗品費の購入に要する経費。

(4) 雑役務費

本事業の実施に当たりアルバイト等を雇い入れるに当たって必要な経費(交通費含む)。

## 8. 一般管理費

上記に掲げた経費を除く、電気・ガス・水道代等の一般管理費に要する経費(経費総額(再委託費及び外注費を除く)の10%を上限とする。

## 9. 再委託費

コーディネータ及び本事業の対象建設業団体・建設事業者等以外の外部業者に委託する経費。 企業実習、学校での実践的指導、教員の建設事業者等での技術技能研修等事業実践に当たっ て、真にやむを得ない場合のみ対象とすることとする。

## 10. 消費税及び地方消費税

上記1~9の項目は消費税及び地方消費税を含めず、外税で算定してください。